

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

(1) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に示された一般廃棄物最終処分場の維持管理基準等に基づき、本事業では以下の様な監視を行う計画である。

調査地点	調査頻度			調査項目
	埋立前	埋立中	埋立完了後	
地下水 モニタリング井戸 (地下水集排水設備 放流箇所)	1回	1回以上/月	1回以上/月	電気伝導率 塩化物イオン濃度
	1回	1回以上/年	1回以上/年	基準省令に基づく地下水等検査項目及び ダイオキシン類
浸出水処理設備 放流水	—	1回以上/月	1回以上/月	ph、BOD、COD、SS、N
	—	1回以上/年	1回以上/年	基準省令に基づく排水基準等に係る項目及び ダイオキシン類
浸出水原水	—	—	1回以上/3ヶ月	pH、BOD、COD、SS、N
	—	—	1回以上/6ヶ月	基準省令に基づく排水基準等に係る項目及び ダイオキシン類
埋立地	遮水工施工完了時 及び供用開始時	常時	1回/月程度	漏水(漏水検知システムによる)
ガスの発生	—	—	1回以上/6ヶ月	ガスの発生の有無

(2) 計画処理水質に関する事項

計画処理水質は次に示すとおりである。(これ以外は全て基準省令に準拠する。)

項目	単位	計画原水水質	計画処理水質	排水基準
水素イオン濃度(pH)	—	10~13	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	10	10	60以下
化学的酸素要求量(COD)	〃	40	30	90以下
浮遊物質(SS)	〃	150	10	60以下
塩化物イオン	〃	10,000	500	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	1	10以下

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(基準省令)による基準は次に示すとおりである。

項目	単位	排水基準
アルキル水銀化合物	—	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	水銀0.005以下
カドミウム及びその化合物	〃	カドミウム0.1以下
鉛及びその化合物	〃	鉛0.1以下
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メルジメトン及びエチルパラチオン、フェルチオン、ベンゼンホスホネート(EPN)に限る)	〃	1以下
六価クロム化合物	〃	六価クロム0.5以下
砒素及びその化合物	〃	砒素0.1以下
シアン化合物	〃	シアン1以下
ポリ塩化ビフェニル	〃	0.003以下
トリクロロエチレン	〃	0.3以下
テトラクロロエチレン	〃	0.1以下
ジクロロメタン	〃	0.2以下
四塩化炭素	〃	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	〃	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	〃	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	〃	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	〃	0.02以下
チウラム	〃	0.06以下
シマジン	〃	0.03以下

チオベンカルブ	〃	0.2以下
ベンゼン	〃	0.1以下
セレン及びその化合物	〃	セレン0.1以下
1,4-ジオキサン	〃	10以下
ほう素及びその化合物	〃	ほう素50以下
ふっ素及びその化合物	〃	ふっ素15以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	〃	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量で200以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	〃	5以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	〃	30以下
フェノール類含有量	〃	5以下
銅含有量	〃	3以下
亜鉛含有量	〃	2以下
溶解性鉄含有量	〃	10以下
溶解性マンガン含有量	〃	10以下
クロム含有量	〃	2以下
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3,000個以下
窒素含有量	mg/L	120(日間平均60)以下
燐含有量	〃	16(日間平均8)以下

※亜鉛含有量は、生活環境影響調査時点では「5mg/L以下」でしたが、現在は上記のとおり改定されております。

(3) その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

- ・ 即日覆土にて飛散防止対策、悪臭防止対策とします。
- ・ みだりに人が立ち入るのを防止する囲いは常に点検・補修を行い、機能を維持します。
- ・ 遮水工の表面は不織布、遮光マットのほか保護土で覆い、保護します。
- ・ 遮水工は常に点検・補修を行い、機能を維持します。
- ・ 調整池は常に点検・補修を行い、機能を維持します。
- ・ 残余の埋立容量は1年に1回以上測定し、記録します。
- ・ 埋め立てられた廃棄物の種類並びに数量、最終処分場の点検・検査及び各種措置の記録を作成し、最終処分場の廃止まで保存します。